

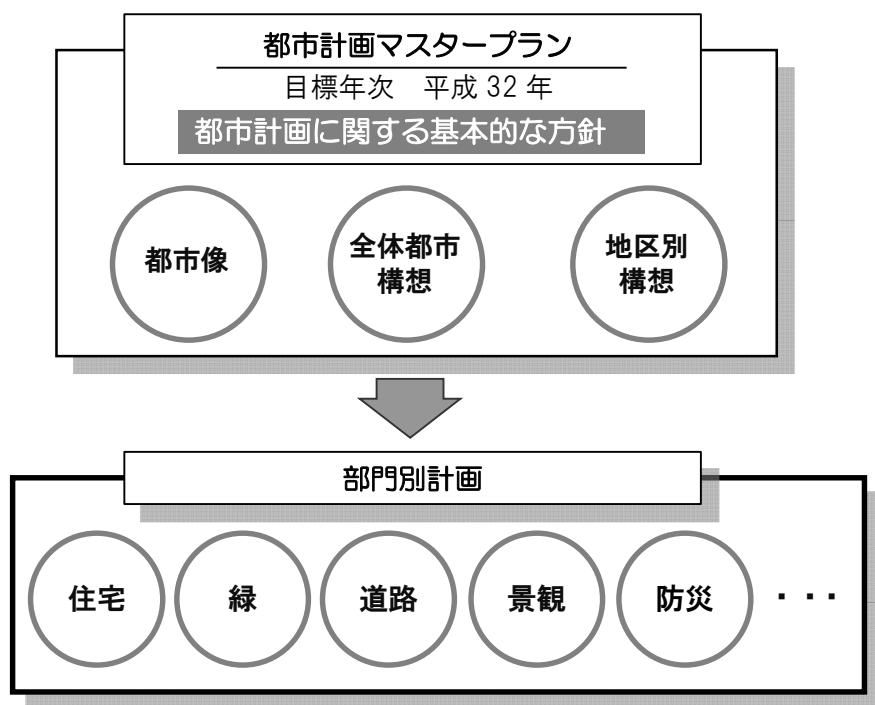
## 6 まちづくりの実現に向けて

### 6-1 基本的な考え方

#### (1) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、まちの将来像を明確にし、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、個別具体的な施設整備等に係る計画を示すものではありません。

そのため計画実現のためには、本方針を基本として、部門別の計画の充実や策定など、まちの将来像の実現に向けた取組が必要になります。



#### (2) 3本柱（協働・規制誘導・事業）による戦略的な取組

まちづくりは、市民生活に密着した身近な事柄から、広域的な事柄まで多様な側面を有しています。

このため、それぞれの地域のまちづくりについては、『市民・事業者・行政の協働』により取り組むことを基本にするとともに、広域的な事柄については、市全域の総合的な観点から調整を図りつつ適切な『規制誘導』、優先度の高い『事業』を実施します。

## 6-2 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

市民ニーズの多様化や高度化が進むなか、NPOによる社会的な活動やボランティア活動の活発化など、市民の地域に対する関わり方も多様化をみせ、「自分たちのまちは、自分たちの手でつくる」という意識の高まりがみられます。

本計画が描く将来のまちの実現に向けては、市民、事業者、行政といった主体がまちづくりの目標を共有し、各々が適切な役割分担のもと自立し、協力しあう「協働のまちづくり」を推進していくことが重要です。

### (1) 市民・事業者の役割

#### ① 市民の役割

市民は、行政が進めるまちづくりに対する理解や協力にとどまらず、各種行政計画への意見やアイデアの提供、都市計画の提案など、より主体的にまちづくりに関わっていくことが必要です。

また、地域活動への参加、地区計画や緑化協定等のルールづくりなど、地域環境の保全・改善や地域固有の課題の解決につながる活動を積極的に実践していくことが重要です。

#### ② 事業者の役割

事業者は、地域社会の構成員として、市民と同様にまちづくりの重要な役割を担います。

地域に貢献するような活動を行いつつ、本市のまちづくりの計画を十分に理解し、行政及び市民との協力関係を築きながら、より良いまちづくり活動を行うことが必要です。

### (2) 行政の役割

市は、都市計画マスターplanに基づき、道路や公園等の都市基盤の整備、都市計画の決定や変更、地域地区等の見直しなど、行政でなければできない役割を担うとともに、国や県に対しても積極的な働きかけを行うことが重要です。

さらに、市民に最も身近な基礎自治体として、以下に示す情報提供・共有化、まちづくり組織体制の構築、市民によるまちづくり活動の支援などを行うことが必要です。

#### ① 情報提供・共有化

協働のまちづくりを進めるためには、まちづくりに対する意識を高めることはもちろん、必要な情報を適切に提供した上で、市が抱える課題、将来のまちづくりに対する考えを共有することが重要となります。このため、まちづくりの情報を広く市民に提供するとともに、まちづくりに関する勉強会や懇談会の開催に取り組み、情報交換の場づくりを進めます。

## **② まちづくり組織体制の構築**

まちづくりの各主体がそれぞれの役割を果たし、協働することによって効果的なまちづくりができるよう、まちづくり条例の「地区まちづくり協議会」等を活用して組織づくりを進めるとともに、行政と市民・事業者の橋渡し役やまちづくりの担い手の発掘を行い、協働のまちづくりの土台をつくります。

## **③ 市民によるまちづくり活動の支援**

市民による自主的なまちづくりへの取組を尊重し、まちづくり活動を行う市民組織の設立や活動の場づくりなどについて、積極的な支援を行うとともに、市民の自主的なまちなみ形成、緑化や緑地・湧水の保全の活動に対する助成などの支援や表彰制度の充実を図ります。また、より安心より快適なまちづくりを進めるため、市の支援制度の情報提供を行うなど、交通安全やまちのにぎわい創出のための活動がしやすい環境を整えます。

## 6-3 総合的なまちづくり施策の展開

まちづくりに関する様々な施策の連携を図り、効率的かつ効果的なまちづくりを進めていくためには、それらを共通の目標・方針に沿った総合的な施策として展開していく必要があります。

本計画で提示したまちづくり構想に即した計画の実現へ向けて各種施策や組織間相互の連携・協力を調整し、総合的な取組としてまちづくりを推進します。

### (1) 部門別計画の充実

和光市都市計画マスタープランの実現を図るため、緑、道路など各部門別の計画の充実を図ります。

各部門別の計画策定に当たっては、総合振興計画や本計画に沿って作成していきます。

### (2) 効果的なまちづくり手法の検討と運用

都市計画マスタープランを実現していくためには、市民、事業者の理解と協力が不可欠です。これを前提として、都市計画法における地区計画、高度地区、景観条例に基づく景観計画などを活用していく必要があります。

それぞれ使い方は異なりますが、各地区のまちづくり方針を実現するために、最も適した手法を検討し、総合的かつ効果的にまちづくりを行っていきます。

#### ① 区域区分の見直しに向けた検討

和光市全域は都市計画区域に指定されており、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る必要があるため、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）を定めています。

市街化調整区域は、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に市街化を図る区域について、市街化の状況、都市基盤の整備状況、地域の意向を踏まえ、市街化区域への編入を検討します。

#### ② 地域地区の見直し

和光市全域を対象に、現況の土地利用や建築用途が指定用途地域に整合していない区域や市の総合的な施策の中で土地利用の転換が必要な区域については、用途地域の見直しを行います。

さらに、土地利用や建築用途・形態など、まちづくりの根幹的な規制誘導条件となる高度地区、生産緑地地区などについては、土地利用の状況や今後の方針を踏まえ、見直しを行います。

#### ③ 地区計画の活用

道路・公園など公共用地の計画的な整備が図れ、また、建築形態や用途についてきめ細かな誘導が可能である地区計画の効果的な適用を図ります。

#### **④ 協定等の活用**

市民や事業者等が合意・協力し、まちの景観や環境づくりを行う上での誘導策として、建築協定、緑化協定等、景観協定や条例等の効果的な適用を図るとともに、これらを活用してまちづくりの課題を解決していきます。

#### **(3) 総合的な調整・進行管理体制の構築**

まちづくりの実現に際して、庁内の各組織が協力・連携し、効果的かつ効率的な事業の展開が図れるよう、計画の総合的な調整を図るとともに、総合振興計画と連携した進行管理体制の構築を図ります。